式を適用する案件については、準備契約の案件の中で優先的に手続きを進め、可能な限り提案書作成期間や審査期間を確保する等、契約事務手続きでできることは引き続き努力していきます。（財務局）

二　十分な予算の措置並びに最低制限価格等を導入する場合の協議について

1　予算の積算にあたっては、毎年度、最新の単価に基づく施設管理予算の確保を。また、旧労務単価で契約した案件は、新労務単価への契約変更を。

建物管理や清掃委託などの人件費割合の高い労働集約型業務の予定価格の設定に当たっては、公共工事設計労務単価、維持保全業務積算基準又は建築保全業務労務単価、物価資料等、該当業務内容に合致し、かつ、客観性のある最新の労務単価を基に積算することを庁内に周知徹底しています。また、新労務単価への契約変更については、現在委託案件では、公共工事設計労務単価を使用している一部の案件について契約変更を認めておりますが、他案件への適用については、各案件の積算内容を踏まえ検討していきます。（財務局）

2　予定価格の積算は、積算能力や事業者の提案内容の審査能力などを一層向上。

予定価格については、各局において、労務単価や物価の動向などを踏まえ、適正な積算に努めています。（財務局）

3　最低賃金の年度途中の引上げ等も見込んだ適正な予定価格の設定を。

都では、公共工事設計労務単価、維持保全業務積算基準又は建築保全業務労務単価、物価資料等、該当業務内容に合致し、かつ、客観性のある最新の労務単価を基に予定価格の積算を行っており、案件ごとに使用する単価が異なっていることから、最低賃金の引き上げに伴う一律の契約変更は予定しておりませんが、引続き、労務単価や物価の動向などを踏まえ、適正な積算に努めています。（財務局）

4　社会保険相当額を適正に見込んだ予定価格の設定を。

予定価格については、各局において、労務単価や物価の動向などを踏まえ、適正な積算に努めており、法定福利費は、これまでも適切に積算に含まれております。（財務局）

5　業務委託入札に最低制限価格制度を導入する場合は、十分な配慮を。最低制限価格は予定価格の85％以上で設定を。

最低制限価格制度の導入については、業務委託は一般的に委託内容が多岐に亘っていることから、積算基準を共通化することによる影響、適用すべき業務分野の範囲等の課題があり、引き続き検討を行っていきます。（財務局）

三　契約内容の履行確保と入札参加資格の審査について

1　入札参加申請の際の等級に関し、決算報告書・確定申告書の写し、契約実績も売上の半分以上の契約書の写しを添付させることを要望。

入札参加資格の等級決定においては、申請日現在で確定している直近の決算年度の財務諸表等に基づき行っています。申請後に必要がある場合には申請内容を確認できる書類を求めることとしています。資格審査に必要な書類については、今後とも検討してまいります。（財務局）

2　業者指名の段階で、適正な履行能力の十分な審査を。

業者指名は、入札参加資格手続きを経て登録された東京都入札参加資格名簿の登録業者の中から、指名基準に基づき、発注契約の内容に適した専業性及び技術的適性、過去の履行成績等を踏まえて行っています。（財務局）

3　入札参加の際には、積算資料提出の要求を。

都が発注する委託等の案件については積算資料の提出を全ての案件を対象としては求めておりませんが、低価格等、積算内容の確認を行う必要がある場合には、個別の対応を行っています。（財務局）

4　業者指名段階あるいは落札後、資料の提出を求めるなど、会社だけでなく従事者の保険加入や最低賃金の遵守等を促がす取り組みを。

都が登録事業者やその従業員全ての加入状況を確認することは受発注者双方に大きな負担となり、実務上困難であり、また都にその権限もありません。しかしながら、未加入者への対応が重要であることは認識しており、財務局契約第二課発注の案件については、社会保険加入を入札参加条件とするなど、加入促進に努めています。（財務局）

5　総合評価案件以外でも、適切に審査・評価できる体制整備を要望。

事業者の経営力については、資格審査時に年間総売上高、自己資本額などの客観的審査事項と営業種目ごとの売上高による主観的審査事項により審査しています。また、技術力など価格以外の要素を考慮する必要がある案件では、総合評価方式を適用することができることとしており、それ以外の案件でも、業務内容に応じて、入札参加に必要となる条件を付すことにより、適正な履行の確保を図っています。（財務局）

6　評価結果の一般への公表について引き続き検討を。

業務委託の品質の向上を図るため、これまで評定対象契約の希望者のみに行っていた評価結果の通知を、平成30年度より、全受託者に対して通知することとしております。受託者が自身の評価結果を認識することが品質の向上につながると考えることから、現時点では評価結果の一般への公表を考えていません。また、業務委託成績評定実施要領では、優良事業者は優先的に指名することができるとしています。平成30年4月1日に当該実施要領を改正し、優良事業者の対象を従前からの「A」に加え、「B」まで拡大し、より優先的に指名できる事業者の拡大を図っています。なお、同じ優良事業者である「A」と「B」との間においても、優遇措置の差別化を図っています。一方で、履行不良な業者についても、入札参加から外す等、適正な措置を行っております。また、「準備契約案件における落札後辞退に関する注意事項」の周知・徹底は引き続き行っていきます。（財務局）

四　障害者雇用の促進について

1　障害者雇用促進モデル入札の復活と、対象となる等級の拡大を。

障害者雇用促進モデル入札は、法定雇用率を達成していることを入札参加要件とし、一部の業務委託案件を対象に、平成28年度準備契約において試行実施したものですが、この趣旨を引き継ぎ、平成29年30年度入札参加資格定期受付から新たに、客観的審査事項の一つとして障害者実雇用率を加点の対象とする取組を開始しています。その後、平成31年32年度定期受付以降も、引き続き障害者実雇用率を加点対象とした資格審査を行っており、取り組みは継続しています。また、障害者雇用の促進にあたっては、モデル事業等を、関係する事業局と連携して検討を進めていきます。（財務局）

2　入札参加資格定期受付の審査事項の障害者雇用率について、配点率の変更による、障害者雇用の比重の拡大を。

障害者雇用点数の引き上げについては、登録事業者の法定雇用率達成状況や資格審査における格付上のあり方等を勘案しながら、検討していきます。（財務局）

3　入札参加資格定期受付、総合評価制度以外でも、障害者雇用率が加点要素となる仕組みづくりを。

障害者雇用率に関する加点につきましては、入札参加資格受付時の資格審査において引き続き採用するとともに、総合評価方式のさらなる推進を通じて活用を図っていきます。（財務局）

4　障害者の就労を明記する案件の新設等について検討を。

ご要望の趣旨については、本来、障害者雇用政策の中で整理されるべきものでありますが、「障害者の就労を明記する案件」は、導入の是非や対象案件の抽出基準等について事業所管局と連携し、検討を進めていきます。（財務局）

五　新型コロナウイルス感染対策について

1　東京都においても中小企業庁、国交省の通知の趣旨の徹底を。

中小企業庁及び国土交通省発出の通知については、すでに庁内に周知を図っています。そのほか、国からの通知を踏まえ、都においてもコロナ感染症対策に伴う契約手続について、適切な対応をとるよう各局に様々な通知の発出を行っています。（財務局）

2　マスク着用、従業員用を除くアルコール消毒液の設置を発注者側の費用負担で。

新型コロナ感染症対策については、あらかじめ見込まれる場合は仕様書等に記載することとしており、必要な経費は積算上考慮すべきものと考えます。また契約後追加で感染症対策が発生する場合は、受発注者協議の上契約変更等により適切に対応することを周知しています。なお、東京都政策連携団体等に対しても、都の対応を踏まえた取組を推進するよう、団体を所管する各局等を通じて情報提供しているところです。（財務局）

3　新型コロナ感染症拡大を理由に、契約額の減額、解約等の不利益な取り扱いを行わないよう要望。

委託料は、契約の履行の対価として支払われるものであり、施設の閉鎖等により業務が行われなかった場合にまでお支払いすることはできません。コロナ感染症拡大防止措置に伴う事業者の支援は公共団体と契約をした事業者だけでなく、他の事業者を含め、労働政策等の施策として別途議論されるべきものと考えます。なお、コロナ感染症対策に係る新たな業務などが発生した場合は、委託者・受託者間の協議等により適切に対応していきます。（財務局）

4　感染症拡大防止等において重要な役割を果たす施設の管理を受託する事業者に対する特別な補償、補助、助成等の設定を。

予定価格の積算に当たっては、実際に行う業務内容や施設の特性を踏まえ適正に行っておりますが、補償・補助・助成等は個別の契約ではなく、労働政策等の施策として別途議論されるべきものと考えます。（財務局）